



# バイク 二輪車2人乗り禁止

都内の首都高速道路では、自動二輪車の2人乗り通行禁止エリアが東京都公安委員会により指定されています。下記の首都高マップで赤色の区間は2人乗り走行ができない規制エリアです。禁止規制の手前出口から降りてください。また禁止エリアは、高速入口からも進入できません。

※詳しい通行禁止規制エリア、迂回ルートは首都高ホームページをご覧ください。

## 首都高速道路における自動二輪車の2人乗り禁止エリアマップ

**予告表示**  
規制区間が始まる手前に掲示してあります。



**禁止/規制開始表示**  
規制区間が始まる場所に掲示してあります。ここから先の通行は違反となります。



●高速道路では20歳以上で大型二輪免許または普通二輪免許を受けていた期間が合算3年以上が経過しないと二人乗り運行は認められておりません（側車付き二輪車を除く）。●側車付き二輪車は、自動二輪車の二人乗り禁止標識が表示された区間も通行できます。